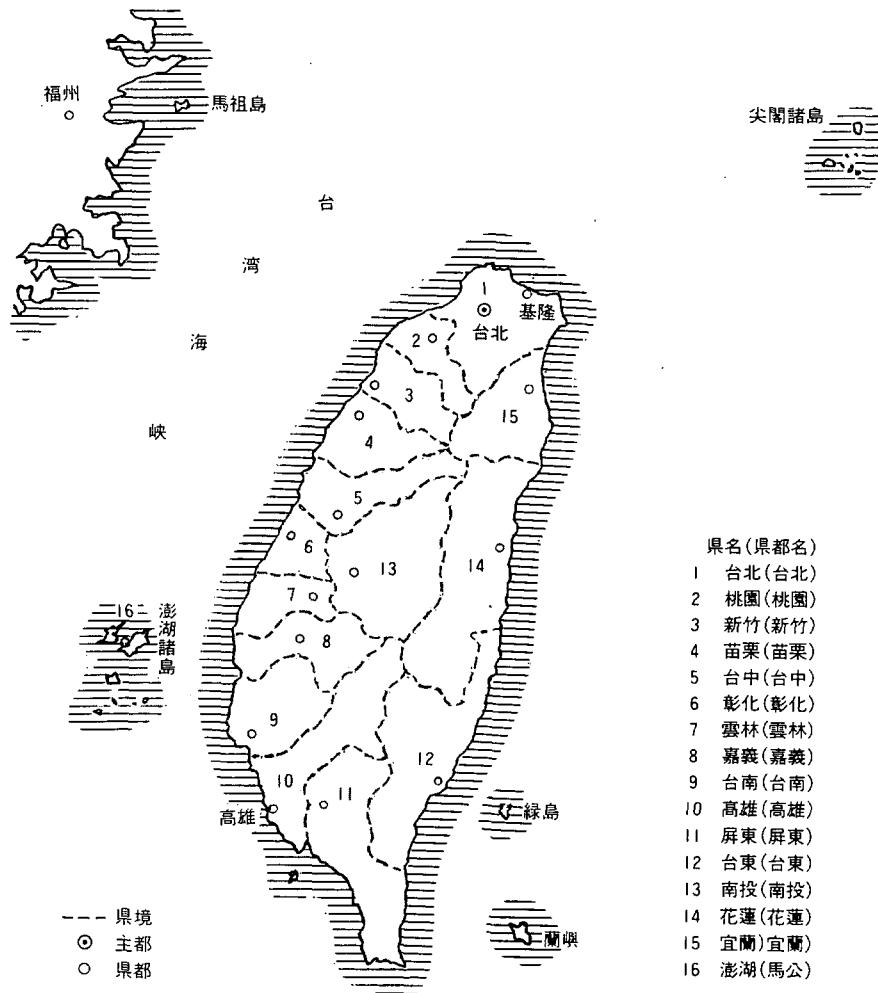


台灣

面 積	3万6000km ²	政 体	共和制
人 口	2112万人 (1994年末)	元 首	李登輝總統
主 都	台北	通 货	元 (1米ドル=26.26元, 1994年末)
言 語	漢語(北京語, 閩南語, 客家語)	会計年度	7月~6月
宗 教	佛教, 道教		



1994年の台湾

積極的に展開する弾力外交

りゆう　　ぶん　　ほ
劉　　文　　甫

1994年の台湾は、12月の統一地方選挙の結果、初の民進党の台北市長が誕生したこと、新たな政党政治の時代を迎える。7月末の国民大会では、民主化の総仕上げとして總統、副總統選出を間接選挙から直接選挙に変更する憲法改正案が採択された。対中関係は、3月末の千島湖事件で一時後退したものの、その後中台双方の問題解決への努力で緊張関係は徐々に緩和された。

対外関係では、国際社会での台湾の存在感を強く示すため、李登輝總統や連戦行政院長らの台湾首脳は、弾力外交を積極的に展開した。しかし、10月の広島アジア競技大会や11月のインドネシアでのAPEC非公式首脳会議への李總統出席には成功しなかった。経済では、上半期には輸出や設備投資が低迷したが下半期には輸出入が好転したため、通年の成長率は6.5%と目標の6.2%を上回った。1994年の対香港黒字幅は、単一輸出先の黒字幅としては史上最高を記録した。

政　　治

統一地方選挙

過去最大規模の台湾省長、台北、高雄両市長と台湾省議會議員、台北市および高雄市議會議員の統一地方選挙が12月3日に行なわれた。これまで總統の任命制が採用されてきた台湾省、行政院直轄の台北および高雄両市の首長の選出に初めて直接選挙が導入されただけに、各党の勝敗のゆくえが注目された。これらの地方首長の民選が可能となる法的根拠は、立法院が7月7日に「省県自治法」、翌日には「直轄市自治法」を採択したことによって完成されたのである。自治法の完成に伴い、従来の台湾省主席が台湾省長に改称された。

台湾省長選では、外省人出身で国民党の宋楚瑜・台湾省主席が、現職の強みで党の組織力、人脈、資金力を十分に發揮して、2位の民進党の陳定南・立法委員に約14万票の大差で当選した。国民党から分かれた保守系の新党の朱高正・立法



初の民進党籍の台北市長誕生で興奮する支持者たち（WWP）

委員は3位にとどまった。強い行政権限を掌握している台湾省長に国民党候補が選ばれたのは、台湾住民の多くが、現状維持による安定を選択した結果もあるといえよう。

一方、台北市長選では、国民党の金権腐敗などを訴え続けてきた民進党の稳健派の陳水扁・立法委員が、43.7%の得票率で大勝利を収めた。野党としては初めて3大地方首長の一つの座を獲得したのである。今回の選挙で、国民党現職の黃大州市長は、2位の新党の趙少康・立法委員にも及ばず、第3位に転落して大敗を喫した。外省人を主体とする国民党の非主流派の票が新党に大量に流れただけが、国民党候補の敗因の一つといわれる。高雄市長選では、国民党現職の吳敦義市長が、大きな失政もなく、民進党の張俊雄・立法委員と弁護士出身の新党の湯阿根候補を大きくりードして当選した。

地方議会選挙では、国民党は台湾省議会および高雄市議会でいずれも前回より議席数が減ったものの、依然主導権を握っている。しかし、台北市議会においては、国民党は総議席数の過半数をとれず、第1党の地位を確保しているけれども、議会運営にあたって、大量に議席を増やした民進党や新党との政治的妥協を強いられるケースが増えるものと思われる。1月29日に行なわれた台湾省全域と福建省金門、馬祖地区での23県市の地方議会と郷(村)・鎮(町)・市長選でも、国民党の勢力はやや後退している。

統一地方選挙後、国民党は12月14日、1995年以降の選挙対策と対中交流の活性化をにらんだ内閣改造の構想を固めた。第2次連戦内閣は翌日発足したが、内政部長に性格的に慎重な黃昆輝・大陸委員会主任委員、大陸委員会主任委員に国際経済に明るい蕭万長・経済建設委員会主任委員がそれぞれ起用された。また、国防部長に任命された蔣仲苓・国策顧問は、軍に大きな影響力をもっている国民党非主流派の郝柏村・前行政院長と犬猿の仲で知られる軍人出身者である。今回の内閣改造は、李登輝総統の意向を色濃く反映しており、適材適所の実務型内閣として評価されている。

正副総統の直接選挙制へ

第2期国民大会第4回臨時会議は7月29日、間接選挙による従来の総統・副総統選出を直接選挙制に改める憲法改正案を賛成多数で採択した。この改正案は、国民党が決議した10項目提案を中心に、与野党間で激しい攻防戦を展開した末に決定されたものである。主要内容は次のとおりである。

(1)総統・副総統は、台湾自由地区全住民が直接選挙する。1996年の第9代総統、副総統選挙から実施する。(2)総統は、国民大会あるいは立法院の同意を経て人事を發布する。行政院長の副署（同意署名）を要しない。行政院長の免職命令は、新しく指名された行政院長が立法院の同意を経てから発効する。(3)総統、副総統の罷免案は、国民大会代表の4分の1の提議、3分の2の同意を経た後に提出し、有権者総数の過半数の投票、有効票の過半数が同意した場合に採択される。(4)第3期国民大会から議長、副議長各1名を設置する。

今回の憲法改正案で、在外華僑および海外の台湾居住民の投票権が大きな争点となった。在外住民の支持が多い国民党非主流派が投票権を認めるのに対し、国民党主流派と民進党はそれを認めず反対の立場をとった。最終的には華僑の海外での投票は認めない代わりに、パスポートに示された台湾の本籍地に戻って投票することは認めるということで合意が成立した。自主憲法制定を求めている民進党は、今回の修正論議が民主的ではないなどの理由で、採択には参加しなかった。

民進党の動き

民進党第6期第1次全国大会は5月1日、主席選挙を行ない、新潮流系の現職の施明德主席を選出した。施主席は、1993年11月の地方首長選挙の不振で主席を辞任した許信良前主席の後任として務めてきたが、今回は施主席にとって初の選

挙による選出である。

民進党全国大会では、党内予備選挙制度を確立するための「民進党公職候補者指名条例」の修正案が採択された。それによると、總統および省市長候補者は、中央常務委員を兼任してはならないとなっている。民進党は、1995年に予定される初の總統直接選挙に候補者を立てる意向である。

千島湖事件

中国浙江省淳安県の千島湖で、3月31日に遊覧船が炎上し、台湾からの観光客24人を含む船内の32人全員が死亡する事件が起きた。(1)遺体の一部が、遺族の了解なしに解剖されていた、(2)中国からの事実関係の詳しい説明がない、などを不満にしていた台湾側は、政府首脳が中国批判を相次いで発表したり、観光目的の団体旅行の全面停止を5月1日から実施する、などの対抗策に乗り出した。事態を重くみた中台双方の民間窓口機関である台湾側の海峡交流基金会（海基会）の石齊平副秘書長と中国側の海峡两岸関係協会（海協会）の唐樹備副会长は4月12日、(1)事故原因を徹底究明し、結果を公表する、(2)近年、中台間で起きた大陸同胞、台湾同胞の生命、財産が損害を受けた事件について意見を交換する、(3)双方は観光船火災事故で中台間に生じた悪い影響の除去に努力するなどの3点で合意した。

4月17日、中国浙江省の公安機関は、千島湖の遊覧船の火災は強盗放火殺人事件であることを明らかにすると同時に、3人の容疑者を逮捕したと発表した。翌日、中国の李鵬首相が犠牲者の冥福を祈る発言を行なった。事件の真相を調査するため、海基会は5月8日に調査団を中国に派遣した。その後、事件が一段落すると、行政院大陸委員会は5月25日、中国への団体旅行を部分的に解禁した。

今回の事件で、台湾側は経済貿易関係や文化交流などを一時中断する措置を相次いでとったが、しかし、事件が両岸交流に決定的損害とならないよう配慮したことでも事実である。中国との交流を完全に断ち切ることは、得策ではないという認識をもっている台湾側は、結果的には従来の対中政策を維持する姿勢を示したのである。

中台民間準トップ会談

2月初めに北京で開かれていた海基会の焦仁和副理事長と海協会の唐樹備副会长の準トップ会談は、トップ会談の設定やハイジャック犯の扱いなど中台間の問

題解決を探った。トップ会談の毎年の開催を軌道に乗せたい中国側に対し、台湾側は条件が熟していないという理由で難色を示した。ハイジャック犯の強制送還問題、密入境者の送還および漁業紛争の解決の三つの事務協議については、双方は若干の共通の認識に達した。

3月末の千島湖事件と7月中旬に台風の襲来を受けた台湾東部の蘇澳港の沿海で、改造船「海上旅館」で宿泊していた中国漁民10人が溺死した事件で、中台が相互に非難したにもかかわらず、双方の準トップ会議は8月5日に台北で再開された。今回の会談は、(1)漁業紛争の解決方法について、双方の公務船舶に強制執行権を与える、(2)ハイジャック犯の送還は、刑事犯や刑事容疑者などに対象を限定する、(3)密輸・密入国者についても相互に対象を限定して送還するなど3議題でほぼ合意に達した。このほか、統一公認書の適用範囲の拡大や速達郵便業務の充実などについても、中台双方が8月8日に行なった新聞発表のなかに盛り込まれた。だが、これらの諸問題は、11月22日から中国の南京で開かれた海基会と海協会の事務レベル協議では最終合意が得られず、1995年に入ってからの次回の協議で継続的に討議されることになった。

行政院大陸委員会は7月5日、対中政策の基本方針をまとめた初の「台湾海峡両岸関係説明書」(大陸政策白書)を発表した。同説明書は、1993年8月に中国政府が発表した「台湾問題と中国統一」(台湾白書)への反論と位置づけられる。この政策文書は、(1)両岸分裂・分治問題の根源と本質、(2)両岸関係の発展過程、(3)将来の両岸関係に与える影響とその分析など三つの部門からなっている。「台湾は一つの政治実体」と定義した上で、中国と対等な立場で中国統一を目指すのがこの説明書の基調である。このような台湾の政治的立場が、中台準トップ会談で論議の焦点となっている司法管轄権の問題に微妙に影響を与えたことも明らかである。

大規模軍事演習

国防部は、9月29日から10月初旬にかけて、台湾東部の台東知本の太平洋沿岸で、陸海空の三軍合同の軍事演習「漢光11号」を実施した。これは、1984年に始まった「漢光」軍事演習では最大規模である。演習には兵員6506名のほか、国産のIDF「経国号」戦闘機、天弓1型ミサイル、第二世代フリゲート艦「成功号」など新式装備が多数参加した。攻撃より防衛に重点を置くこの軍事演習は、増強する中国の軍事力に備えるのが目的といわれる。

中国も9月に金門島西南にある東山島で陸海空三軍による「東海4号」に続き、10月には過去20年来最大規模の軍事演習「神聖九四」を上海沖で行なった。台湾はとくに中国のミサイル攻撃や潜水艦による封鎖作戦に警戒を強めている。中国の軍事力の脅威に懸念している台湾社会では、8月に出版された中国からの武力侵攻を予言したフィクション本『1995年間8月』が大きな話題を呼んだ。

11月14日、中国福建省廈門市郊外に向け、小金門島に駐留している台湾軍が発砲した事件で、中台間に一時緊張が走ったが、国防部金門防衛司令部が翌日、誤射を認め陳謝したことで事件が鎮静化した。中国との敵意を和らげるために、民進党の施明德主席は10月26日、すでに金門島と馬祖島を非軍事中立区にする「金門・馬祖撤退論」を提案している。

国防部が3月に完成した2回目の『国防報告書』によれば、台湾の安全に対する脅威は主に中国によるものであり、台湾が独立を宣言したとすれば、中国は台湾を攻撃するだろうと結論している。また、同報告書は、中国が軍事行動を起こす可能性について、台湾独立宣言のほか、(1)台湾内部に動乱が発生、(2)台湾軍の戦力が相対的に弱体化、(3)外国勢力による台湾内部干渉、(4)長期にわたる統一交渉の拒否、(5)核兵器の開発などの要因を挙げている。

アメリカのシンクタンク「防衛・軍縮研究所」が11月に公表した報告書「兵器生産のジレンマ」によれば、台湾は2000年までに約340機の戦闘機を新たに配備する計画である。台湾空軍は12月28日、台中清泉崗基地に独自開発した戦闘機「経国号（IDF）」22機を初めて実戦配備した。1996年から導入予定のF16、ミラージュ戦闘機とともに、今後の台湾空軍の主力戦闘機となる。

外 交

国連加盟問題

李登輝総統は5月19日、第2期国民大会第4回会議での「国情報告」のなかで、国連参加のための既定の政策を引き続き推進するほか、あらゆる国際組織や国際会議への参加の機会を放棄することなく、台湾の国際的活動空間を拡大し、国際的地位を確立すると強調した。しかし、ニカラグアや中央アフリカなど中米およびアフリカ12カ国が9月21日に提案した、台湾の国連加盟に関する特別委員会の設置案は、加盟国の合意が得られないということから、1993年に続き再び国連総会一般委員会によって否決された。

これに対し、連戦行政院長は10月11日、国連加入の推進は相当困難な作業だが、いかなる苦難に遭遇しようとも挫折はしないと決意を新たにした。国連加盟に備えて、台湾内部では名称の問題で与野党の間に論戦が展開されている。10月5日に立法院外交委員会は、民進党の洪奇昌立法委員から提出された「台湾」の名義をもって国連に加盟する臨時提案を可決した。だがこのとき、外交委員会の出席者は民進党委員だけだった。民進党の「台湾」名義案が正式に確認されたのは10月12日の午前である。同日午後、国民党が「中華民国」または「台湾の中華民国」の名義で国連加盟を申請する葛雨琴立法委員の緊急提議が、国民党員しか出席しなかった外交委員会で再び可決された。結局、国連加盟の名称問題は決着がつかず、今後に持ち越されることになった。

台湾は国連加盟のほか、IMF（国連通貨基金）やGATT（関税貿易一般協定）などへの加盟にも意欲をみせている。中国と台湾のGATT加盟問題を検討しているGATT加盟国政府代表団は12月19日、中台の年内加盟を断念し、交渉の越年を決めた。台湾はGATTやWTO（世界貿易機関）の加盟国となるため、すでに関連国内法規の修正に着手しており、コメ輸入開放の問題についても、日本方式に倣って1995年から逐次開放する方針である。

APEC会議への参加問題

台湾は、APEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）は政治機構でなく経済協議体であり、参加メンバーは対等であるという認識から、李登輝総統のAPEC非公式首脳会議への参加を強く主張し続けてきた。李総統は9月30日、『エイシアン・ウォール・ストリート・ジャーナル』紙とのインタビューの中で、APECなどの地域会議で中国の江沢民国家主席と会って、話を交わしてもかまわないと発言して、国際舞台での台湾の発言力を強化しようとする姿勢を示した。

しかし、インドネシアのムルディオノ官房長官が8月22日、同国が11月に主催するAPEC首脳会議について、台湾は他の加盟国と異なり閣僚級が出席することになっていると述べたことから、李総統のAPEC首脳会議への参加は早い時期から困難とみられた。1993年の米シアトルでのAPEC会議と同じ方式を採用したインドネシアは11月8日、スハルト大統領のピナトロ特使を台北に派遣、APEC首脳会議の招待状を李総統に提示した。同日、李総統は蕭万長・経済建設委員会主任委員を11月15日に開かれるAPECの首脳会議に出席するよう正式に指名した。

台湾は11月8日に新設されたAPEC経済委員会の副議長ポストを獲得して、初

めて要職に食い込んだ成果を上げたといえよう。だが、インドネシア滞在中の村山富市首相が11月14日、中国の江沢民国家主席との会談の中で、1995年大阪で開催されるAPEC非公式首脳会談に李登輝総統の招請を行なわない考えを示したことを受け、台湾は3年連続で李総統の代理出席方式が「慣例」になることを警戒している。なお経済建設委員会の蕭万長主任委員は12月7日、99年のAPEC非公式首脳会議を開きたいとの意向を表明した。

広島アジア大会の波紋

李登輝総統は、APEC非首脳会議だけでなく、かねてから日本への訪問も希望していると伝えられていた。OCA（アジア・オリンピック協議会）のアーマド会長が、李総統に広島で開催される第12回アジア大会への招待状を送ったことが8月下旬に明らかになると、台湾では与野党を問わず同総統の訪日実現運動が盛り上がった。連戦行政院長は9月3日、李総統が広島アジア大会に「国家元首」として出席すべきであると提案した。同日、台湾の張豊緒・中華台北オリンピック委員会主席も、李総統の訪日が日本政府の妨害で実現しなかった場合、日本の憲章違反をOCAに提訴する意向を示唆した。錢復外交部長は9月7日、台湾における日本の窓口である交流協会台北事務所の梁井新一所長に李総統の訪日を正式に伝えた。

しかし、中国が李総統の訪日に強く反発したため、OCAは9月12日、アーマド会長名で日本以外の政治家は大会に一切招待しないとする声明を発表した。一方、日本政府は同日、徐立徳・行政院副院长ら3名の入国を2002年アジア大会の台北への招致運動を名目に認める方針を決めた。結果的には台湾の張豊緒・中華台北オリンピック委員会主席は9月19日、李総統の訪日を正式に断念せざるをえないことを発表した。同時に同委員会声明は、「アジア・オリンピック委員会の一部会員による政治目的の干渉で出席を断念した」と中国を間接的に批判した。

広島アジア大会の出席を中国から反発された徐立徳・行政院副院长は9月30日、郭為藩教育部長、郭宗清・台湾体育運動総会会长を伴い、沖縄の那覇空港に到着した。1972年の日中国交正常化に伴う日本と台湾の断交後、徐副院長の訪日は政府の最高位の要人の訪日となった。徐副院長は、2日の広島アジア大会の開会式に出席した後、5日東京で日華関係議員懇談会の主要メンバーと会食した。徐敦信駐日中国大使が3日、徐副院長にスポーツ関係者としての資格に反する行動をさせないよう日本の外務省に申し入れたこともあって、日本の立場を配慮した徐

副院長は、6日に帰国した際、声明を発表しなかった。広島アジア大会に徐副院長が参加した問題について、APEC首脳会議に出席した中国の江沢民国家主席は11月14日、村山富市首相との会談の中で、入国を認めた日本政府に不快感を表明した。

アメリカの新台湾政策

アメリカ政府は9月7日、1979年の米中国交樹立以来続けてきた台湾に対する外交政策の変更を発表した。新台湾政策の骨子は次のとおりである。

(1)経済技術交流を目的とする米政府高官の台湾への非公式訪問を認める。しかし、それ以外の高官の訪台は禁止する。(2)台湾最高指導者の訪米は認めないが、第3国へ向う場合のアメリカ通過は認める。(3)台湾の国連加盟は不支持だが、GATT加盟は支持する。(4)台湾の駐米非公式事務所の名称を「北米事務協調委員会」から「台北駐米経済文化代表処」に変更する。(5)「一つの中国」政策に変更はない。

クリントン米政権は、アジアとの経済関係を重視する中で、「一つの中国原則」を堅持しつつ、台湾での経済的利益の拡大を図ることを狙っているといえよう。アメリカの対台湾政策の見直しを受け、米国在台協会のB・リン台北事務所長は9月8日、米台断交以来のタブーを破って、李登輝総統、連戦行政院長、錢復外交部長を相次いで訪ねた。

今回のアメリカの新しい台湾政策について、錢復外交部長は9月9日、(1)台湾の駐米事務所の名称に「中華民国」ではなく、「台北」が使用されることになった、(2)アメリカのいう最高指導者は、総統と行政院長を指していると思うが、そのほかの高官については具体的に説明していない、(3)台湾の国連加盟問題にアメリカの支持表明がないなどの3点を挙げて、不満の意を示した。だが、錢復外交部長が、「満足できないが受け入れる」と述べたように、米政府が台湾関係を格上げしたことには一定の評価を下したもの確かである。

アメリカが台湾政策を見直したことについて、中国の錢其琛副首相・外交部長は9月13日、「アメリカが米中共同コミュニケに違反する行為をとったことを強く懸念」すると激しく非難した。それにもかかわらず、ロード米国務次官補は、9月27日に米政府の経済・技術関連省庁の経済閣僚の台湾訪問があり得るとの見解を明らかにした。経済関係の米政府高官の訪台解禁に伴い、ペニヤ米運輸長官は12月4日、台北で開かれた米台工商連合年次総会に出席するため、台湾を訪問

した。台湾側では、外交部は9月10日、初代の台北駐米経済文化代表処代表に魯肇忠・前台灣駐ベルギー代表を起用した。

クリントン米政権の台湾政策をさらに改善させるため、米上院は10月6日、下院は翌日、李登輝総統のアメリカ訪問を歓迎することや、台湾の駐米機構を「台北代表処」と改称するなどの決議案をそれぞれ通過した。その背後には、議会共和党を中心とする台湾との関係改善を求めてきた勢力が積極的に動いたと見られる。しかし、この決議案は、行政府を拘束するものではない。

アメリカは、1979年の台湾関係法に基づいて、台湾への防衛用兵器を継続的に供給している。防空体制強化を目指している台湾は、6月29日にアメリカ企業と地対空改良型ミサイル「パトリオット」の購入契約を結んだ。また、台湾海軍は8月、機雷の除去などにあたる掃海艇4隻をアメリカから購入し、10月までに配備した。

李登輝総統の外国訪問

連戦行政院長は1993年12月30日から94年1月5日まで、「休暇」を利用してシンガポールとマレーシアを非公式訪問した。シンガポールでは、中国海南島の資源開発計画推進について、双方の共同開発で意見の一一致をみた。李登輝総統も旧正月（春節）を利用して、「休暇外交」という形で2月9日からASEAN3カ国を非公式訪問した。錢復外交部長や蕭万長・経済建設委員会主任委員らも同行したが、李総統はフィリピンのスピック旧米海軍基地でラモス大統領（2月9日）、インドネシアのバリ島でスハルト大統領（2月11日）、タイのプーケットでアムヌアイ副大統領（2月14日）とそれぞれ非公式会談をした。2月16日にはタイのバンコクでプミポン国王と会見した。李総統の「休暇外交」について、中国外交部は1月28日、中国と国交のある国が台湾と政府間交流を持つことは、断固として反対するとの見解を発表した。

積極的な外交攻勢を展開している李登輝総統は、コスタリカのフィゲレス新大統領の就任式典へ参加する機会を利用して、5月4日からニアカラグア、南アフリカ共和国、スワジランドの4カ国を公式訪問した。5月5日にニカラグアとの間で、サンディニスタ政権時の負債1700万ドルの返済免除協定に調印した。なかでも、4月末の制憲議会選挙で勝利を収めた南アフリカ共和国のアフリカ民族会議（ANC）政権との間に新たな友好関係を樹立させたことは最も重要な成果となった。ANCはもともと中国と友好的な関係を結んでいたからである。中米およびアフ

積極的に展開する弾力外交

リカ4カ国歴訪を終え、5月16日に帰台した李登輝総統は、5月11日に就任したばかりのマンデラ南アフリカ新大統領と公式会談し、当面の外交関係維持に成功するなど、一定の成果を収めたと強調した。錢復外交部長は5月17日、「南アフリカが中国を承認しても、台湾は南アフリカとの公式的関係は断たない」と述べ、事実上中台の二重承認を容認する考えを示した。

その他

外交部は1月12日、南部アフリカのレソト王国と外交関係を中止すると発表した。レソトでは1993年3月の選挙で中国と密接な関係を持っている政党が政権を握ったため、同年12月に台湾に対し外交関係を中断する意向を伝えてきた。そして、94年1月になって正式に宣言したことから、今回の外交関係中止に至ったのである。これで台湾を承認する国は28となったが、2月2日に台湾が南アフリカの小国ブルキナファソと外交関係を回復したので、台湾を承認する国は29に戻った。非公式対外関係では、台湾は1月25日に駐韓国代表部をソウル市に開設した。韓国と台湾は中韓国交樹立に伴い92年8月に断交したが、93年7月に非公式な交流を再開することで合意した。また、外交部は9月10日、台湾がカンボジアに「駐プノンペン台北経済文化代表処」、カンボジアが台湾に「駐台北カンボジア経済文化代表処」を相互に設置することに同意する協定に調印した、と発表した。カンボジアはシアヌーク国王が北京で病気療養を続けるなど、中国側と依然強い関係を維持している。このため、代表事務所の交換は、台湾からの投資誘致などの経済関係を重視する形となる見通しである。

1992年に台湾と国交を樹立したニジェールのウスマン大統領が6月2日に台湾を訪問した。同大統領は、台湾の国連加盟とあらゆる国際組織への参加を積極的に支持すると表明した。このほか、西インド諸島にあるドミニカ連邦のチャールズ首は2月12日に訪台した。

一方、連戦行政院長は、李登輝総統の名代として1月27日に行なわれたホンジュラス大統領の就任式典に出席した。5月29日には同行政院長は李総統の特使としてグアテマラ、エルサルバドルの2カ国を公式訪問したが、6月6日にはメキシコを私的訪問した。外交的孤立状態の打破を目指して、李総統や連戦行政院長が相次いで外遊したが、錢復外交部長も5月末から国交のないチェコ、スウェーデン、ベルギーを訪れ、6月中旬には欧州で唯一外交関係のあるバチカンを訪れた。また、江丙坤経済部長は、10月22日から大阪で開かれたAPECの中小企業担当閣僚

会合に出席し、橋本通産相との会談が行なわれた。台湾の閣僚が公式に訪日するのは、1972年の日中国交回復に伴う日台国交断絶以来初めてのことである。

経 濟

経済成長率

行政院主計処によると、1994年の経済成長率はGDPで6.5%となり、国家建設6カ年計画の目標6.2%を上回っている。これは94年上半期の経済成長率が輸出と国内投資の不振により5.7%にとどまったものの、下半期に入ると、国際経済の回復に伴い輸出が大幅に伸びたためで、とくに第4四半期の成長率は7.0%と92年第2四半期以来の最高を記録している。なお94年のGDP規模は約2446億ドルで世界第19位となり、1人当たりGNPは1万1629ドルである。

1994年の工業生産の成長率は、前年比6.8%増と経済成長率よりも高い。とくに付加価値の高い資本および技術集約型産業が製造業の主力となりつつある。サービス業の成長率は、同7.7%増だったが、GDPに占める割合は59.1%である。金融、保険、不動産などがサービス業の中心となっており、台湾の国防予算規模が比較的大きいということから、政府サービスの比重は他の先進国よりも高いという特色をもっている。

対外貿易

1994年の対外貿易は、輸出が前年比9.3%増の930.4億ドル、輸入が同10.8%増の853.6億ドルと往復で同10.0%増の1784.0億ドルであった。貿易黒字幅76.9億ドルは、前年に比べると4.3%も減少した。94年の対外貿易の特徴は、台湾にとってアジアが最も出超に貢献している地域であるのに対し、欧州は急速に赤字幅が増えている地域となっている。94年の対香港黒字幅は197.3億ドルと前年比18.0%も増加し、単一輸出先の黒字幅としては史上最高を記録した。これは、台湾の対中依存が一層深まることを示している。中国側の統計によると、94年の中台貿易額は163.3億ドルに達し、うち台湾への輸出が前年比53.3%増の22.4億ドル、台湾からの輸入が同8.9%増の140.8億ドルである。台湾の対中黒字幅は年を追って拡大しており、中台間の貿易摩擦がさらに強まってきている。

しかし、アジアでは対日貿易赤字が同2.5%増の145.7億ドルに達し、史上最高を更新した。とはいえる、前年の10.4%増に比べ伸び率は鈍化している。経済部によ

積極的に展開する弾力外交

れば、円高や日本国内の「価格破壊」の影響を受けて、1993年8月から機械部品、コンピュータ関連、電子回路、半導体などを中心に日本への輸出が急速に拡大したため、対日貿易赤字の重圧が徐々に解消されることが期待されている。台湾の経済当局は10月、台湾に進出している日系企業に対して、日本への逆輸出を強化するよう指導する方針を決めた。

一方、1994年の対欧州の赤字幅は30.2億ドルと、前年に比べると3.6億ドルも増えた。台湾の対欧州の黒字幅は91年に一時38億ドルにまで達したが、92年に出超金額は急速に減少し、93年から赤字に転じた。その原因は、欧州連合の域内貿易が拡大して、域外への需要が減ったことと、台湾製品が東南アジアや中国のコストの安い製品に代替されたからである。

対米経済関係

1994年の対米貿易黒字幅63.0億ドルは、前年に比べると8.3%も減少した。台湾製品とコストの安い同種類の中国製品のアメリカ市場でのシェア争いが激しくなるなか、92年以降、これまで優勢を占めてきた台湾製品が逆転されたこともあり台湾からアメリカ向けの輸出については、今後大きく伸びることは期待できない。

3月1日、台湾とアメリカとの間で知的所有権保護協議が調印された。それによると、商標輸出監視体制を作ることや、IC回路保護法の立法化などの点で合意がなされた。9月にアメリカの台湾に対する外交政策が15年ぶりに見直されたのを受け、台湾はアメリカとの経済関係の強化に動き出した。9月19日にワシントンで投資貿易協定が調印されたが、アメリカが外交関係のない国・地域との間でこうした協定を結ぶのは初めてである。

クリントン米大統領は4月11日、絶滅の危機に瀕しているトラやサイの骨、角の加工品を、ワシントン条約に違反して不正輸出しているとして、台湾に制裁を実施すると発表した。アメリカが野生動物保護を目的として、輸入禁止による制裁措置を発動するのは、台湾が初めての対象となった。これを受け立法院は10月27日、「野生動物保護法」修正案を採択して、野生動物の保護に乗り出した。

対外投資と外資導入

1994年の中国大陸を含まない対外投資は、前年比2.7%減の16.2億ドルとなった。対米投資の1.44億ドルは、依然台湾の対外投資のトップを占めているが、93年に比べると72.8%も減少した。対東南アジア投資では、フィリピンだけが増えている

が、ほかの国は軒並み減少している。1994年の対中投資認可額は9.6億ドルにとどまり、93年の31.6億ドルに比較すると大幅に後退した。しかしこれは、93年3月に公布された「大陸地区での投資または技術協力の許可規定」が、施行以前に認可を経ずに中国に進出した台湾企業にも3カ月以内の追加認可申請を義務づけたことから、93年の対中投資金額が膨れていたことを考える必要がある。要するに、94年の対中投資金額を93年と単純比較することにはあまり意味がない。

中国の全人代常務委員会は3月5日、「台湾同胞投資保護法」を通過させた。これは、中国が大陸に投資する台湾同胞の法的地位に關し初めて制定した法律である。それによると、中国政府は台湾からの投資に対し、国有化や接収を行なわない。特殊な状況においては、法律に定められている手続に沿って接収することができるが、この場合は相応の補償が与えられる。だが同保護法は、台湾から大陸への投資者を、台湾与中国大陸間の直接的な投資者のみに限定しており、第3国もしくは地域を経ての台湾投資者は同法の適用から除外されている。

1994年の対外投資が減少しているのに対し、華僑・外国人の台湾への投資は逆に増加しており、その認可ベースの金額は、対前年比34.4%も増えて16.3億ドルとなった。円高によりリストラで海外へ生産拠点が移った日本企業による台湾への投資は前年比43.5%増の3.9億ドルに達し、ハイテク産業や小売業、サービス業に集中している。アメリカからの投資も貿易、電子電器部門を中心に2.9億ドルと前年を41.2%上回った。

金融

GATTへの台湾の加盟審議が大詰めを迎える中で、台湾の金融当局は、金融業務の規制緩和に努力している。財政部証券管理委員会は4月、外資系証券について、(1)事務所開設から支店昇格までの期間を現在の最低2年から1年に短縮する、(2)支店昇格の申請期間は6月1日から7月31日までとするなどを発表した。8月25日には、野村、大和、日興、山一の日本の証券大手4社を含む外資系証券会社の8社の支店開設を認可した。このほか、中央銀行は3月5日、外国投資家による台湾証券業務への直接投資限度額を100億ドルにまで緩和した。

財政部はまた、6月3日に外国人が台湾に新銀行を設立することを解禁すると発表した。これにより、外資系の企業、金融機関は台湾で全額出資の銀行を設立することが可能になった。外資系銀行の設立は、台湾の銀行と同様、最低100億台湾元の資本金が必要とされている。台湾は1990年に新銀行の設立を認可したが、

海外の華僑および外国人からの国内銀行への投資を認めていない。

1994年末の台湾の外資準備高は924.5億ドルで、93年末に比べると88.81億ドルも増加した。日本に次いで世界第2位である。巨額の外資準備高とドル安などの要因により、台湾元は緩やかな上昇傾向にある。94年12月31日の終値は、1米ドル=26.24台湾元となったが、94年の台湾元の切り上げ率は1.45%である。

10月4日に華隆グループの洪福証券は、同社が投資していた華國飯店の株価が高騰、資金の回転が鈍ったため、政界を巻き込んだ不渡り事件が起きた。最初不介入の態度をとった金融当局は、株価指数の暴落による株市場への悪影響を配慮して、事件の鎮静化に乗り出した。10月中旬頃に株市場が安定へこぎ着けたが、今回の事件で台湾の株式市場の株相場取り引きと管理面における欠陥が露呈した。

物 価

今年の公務員のベースアップは3%と低かったが、夏から秋にかけて台風が相次いで6度も襲来したことによる野菜類の騰貴や、世界的な景気回復とともに農・工業の国際原料価格が上昇したことにより、1994年の消費者物価指数は前年比で4.1%増と政府の当初目標3.8%を上回った。一方、卸売り物価指数は同2.2%増となった。

外国人労働者

台湾の外国人労働者の受け入れは、1994年4月から凍結されていたが、行政院労工委員会は8月26日、外国人労働者の受け入れ申請を9月14日から再開することを決定した。受け入れは当面1万人を限度とし、輸出加工区と新竹科学工業園区の輸出およびハイテク技術関連分野は、特例として5000人が認められた。

1994年末現在製造業で11万人の外国人労働者が雇用されたが、製造業総労働者の5%に相当する。経済建設委員会が4月に完成した労働力開発計画によると、94~96年の労働力需要増は毎年60万6000人に対し、労働力は37万人で毎年23万6000人の労働力不足が生じる。そのため、経済当局は外国人在台就労資格の緩和などの措置で、労働力不足に対処している。

1995年の展望

1994年12月初めの統一地方選挙で、「住民自決」を主張する民進党の躍進が注目されながらも、安定路線にある「台湾化政策」を推進している国民党は、選挙

民から一定の支持を受けている。この地方選挙で第3政党の地位を確立した新党は、その政治基盤はまだ強固なものでないとはいえるが、国民党と民進党を中心とした今後における政局運営に無視できない影響力を与えるだろう。1995年末に行なわれる立法院選挙で、国民党の支持率が低下するようなことになれば、民進党との連立政権も一つの選択肢として浮上してこよう。各政党はすでに96年春に予定される総統直接選挙に照準を合わせている。

対中政治関係では、台湾は鄧小平後の大陸の混乱は望んでいない。中台首脳会談については、双方の話し合いのためのコンセンサスがいまだに確立されていないので、早期の実現は難しい。しかし、民間レベルによる対話がさらに促進されることには間違いないだろう。

1994年9月のアメリカの新台湾政策は、クリントン米政権のアジア地域への「経済安全保障戦略」の中の台湾経済パワーが一層重視されたことを意味しよう。経済関係に限定した米台間の高官交流は、前より活発になるものと思われる。台湾政策をめぐる米クリントン政権と共和党主導の議会との対立が、台湾の国連加盟問題や李登輝総統の訪米も含めて、どのように展開されるかが注目される。

李登輝総統が、1995年に日本で開かれるAPEC非公式首脳会談に出席することは依然困難であろう。台湾にとって国連、GATT、WTOへの積極的参加の努力は、外交のもっとも重要な課題となっている。中国と国交樹立に意欲を示している南アフリカ共和国に対し、「二重承認」をも辞さない台湾は果たして従来の外交関係を維持できるか、これも台湾の弾力外交の行方を左右する注目に値する動きである。

台湾では1994年第4・四半期から経済成長率の計算基礎をGNPからGDP中心に切り替えた。経済建設委員会は、95年のGDPとGNPをそれぞれ6.8%、6.7%と予測している。1人当たりGNPは1万2594ドルになる見込みである。国際経済が上昇に転じたこともあって、台湾の対外貿易は往復で初めて2000億ドルを突破するものと見られる。対中輸出を中心に拡大する輸出によって生じる黒字幅増加の結果、台湾の外貨準備高が1000億ドル台に達することは時間の問題である。

国内景気の回復や円高などの影響を受けて、台湾元は小幅な値上げが予想される。景気回復による需要の増大、円高による輸入コストの上昇、財政支出の増加などの要因により、物価上昇率は政府予測の3.8%を超えるだろう。台湾は域内経済の産業高度化と市場開放経済体制へ移行するため、1995年からアジア太平洋オペレーションセンター構想の具体化に動き出す。

(国内客員研究員)

- 1月 5日 ↪連戦行政院長、マレーシア、シンガポール非公式訪問を終え帰台。
- 11日 ↪立法院、消費者保護法を採択。
- 12日 ↪台湾、レソトと外交関係を中止。
- 外交部、フランスが台湾への兵器売却を中止したことに対し、遺憾の意を表明。
- 14日 ↪『聯合報』、輸入禁止のコメ市場の部分開放を95年から逐次実施すると報道。
- 24日 ↪連戦行政院長、ホンジュラス大統領就任式典に出席するため、台北を出発。
- 25日 ↪駐韓国台北代表部、ソウル市に開設。
- 29日 ↪台湾省および福建省金門、連江両県の県市会議員、郷・鎮・市長選挙行なわれる。
- 2月 2日 ↪外交部、台湾はブルキナファソとの外交関係を回復すると発表。
- 9日 ↪李登輝総統、「休暇」をとるため、フィリピン、シンガポール、インドネシアに出発。
- 18日 ↪ハイジャックされた中国西南航空の旅客機、台北国際空港に強制着陸。
- 20日 ↪江丙坤経済部長、フィリピンのスピック湾に建設する台湾工業区の起工式に出席。
- 27日 ↪内政部、1947年の「2・28事件」の犠牲者遺族登録数は1382人、うち生存者46人と発表。
- 3月 5日 ↪中央銀行、台湾株式市場への外資投資総額を現行の50億㌦から100億㌦に引き上げ。
- 8日 ↪経済部投資審議委員会、華僑・外国人投資の製品の強制輸出比率を廃止。
- 20日 ↪民進党の蘇貞昌秘書長を団長とする東南アジア訪問団、台北を出発。
- 23日 ↪立法院民間対日債務処理委員会と日本の台湾戦後処理問題議員懇談会、日本統治時代の台湾人に対する未払い給与、軍事郵便貯金などを確定債務とすることで合意。
- 9国防部、中国の軍事的脅威を強調する国防白書を発表。
- 31日 ↪中国浙江省千島湖で遊覧船が炎上、台湾観光客24人を含む32人全員が焼死。4月17日中国公安当局、強盗殺人容疑で3人検挙。
- 4月 10日 ↪経済部の李樹久次長、中国鉄鋼、台湾製塩、台湾電力がインドネシアとそれぞれ協力覚書に調印したと発表。
- 11日 ↪クリントン米大統領、トラヤサイの骨など希少動物の製品を不正輸出しているとし、台湾に制裁を実施すると発表。
- 23日 ↪国民党第14回中央委員会臨時全体会議、台北市の陽明山中山楼で開催。
- 26日 ↪台湾の中華航空機、名古屋で墜落。死亡者264人。
- 5月 2日 ↪民進党第6回第1次全国党员代表大会、現職の施明德を主席に選出。
- 米国通商代表部、台湾をスペシャル301条優先監視リストから監視リストに変更。
- 4日 ↪李登輝総統、ニカラグア、コスタリカ、南アメリカ、スワジラント訪問に出発。
- 10日 ↪日本政府、永野法相の「南京大虐殺事件」の発言に対し、交流協会を通じて正式に陳謝。
- 24日 ↪米下院、戦車上陸艇3隻の台湾へのリースに同意。
- 29日 ↪台北で原子力発電所建設反対のデモが行なわれ、参加者2万人。
- 連戦行政院長、ニアマラ、エルサルバドルの公式訪問に出発。6月6日メキシコを私的訪問。
- 6月 2日 ↪ニジェール共和国のウスマヌ大統領、台湾を訪問。7日まで。
- 3日 ↪財政部、外国人が台湾に新銀行を設立することを解禁したと発表。
- 29日 ↪台湾、米国の兵器企業と地対空ミサイル「パトリオット」の購入契約に調印。

[7月] 4日 ▶ 銭復外交部長、チェコ、スウェーデン、ベルギーの訪問を終え、帰台。

5日 ▶ 行政院大陸委員会、「台湾両岸関係説明書」を発表。

7日 ▶ 立法院、「省県自治法」、翌日「直轄市自治法」を採択。

19日 ▶ 立法院、全民健康保険法を採択。

29日 ▶ 第2期国民大会第4回臨時会議、総統・副総統の直接選挙制に改める憲法改正案を採択。

30日 ▶ 総統府、李登輝総統が林洋港司法院長の辞表を受理、後任に施啓揚と発表。

[8月] 4日 ▶ 台湾の焦仁和・海基会副理事長と中国的唐樹備・海協会副会长、台北で会談。

24日 ▶ 行政院労工委員会、外国人労働者の受け入れ申請を9月14日から再開と決定。

▶ 行政院、台湾とシンガポールがそれぞれ1億750万ドルを投資して商業衛星1号を射ち上げる協力計画を承認。

25日 ▶ 財政部、野村、大和、日興、山一の日系証券大手4社の支店開設を認可。

[9月] 1日 ▶ 李元簇副総統、パナマのバジャダレス新大統領の就任式に参列。

7日 ▶ 米政府、経済・文化面での交流を強化する新台灣政策を発表。

▶ 台湾とカンボジア、プノンペンで相互に代表事務所を開設する協定に調印。

12日 ▶ アジア・オリンピック評議会、李登輝総統の広島アジア大会への招待を取り消し。

19日 ▶ 台湾オリンピック委員会、李登輝総統の広島アジア大会出席を正式に断念と発表。

21日 ▶ 国連総会一般委員会、台湾の国連再加盟議案を総会に提出しないことを決定。

26日 ▶ 行政院大陸委員会、「香港マカオ関係条例」草案を採択。

29日 ▶ 国防部、陸海空三軍合同による軍事演習「漢光11号」を実施。

30日 ▶ 徐立德・行政院副院長、広島アジア大会出席のため、沖縄の那覇空港に到着。

[10月] 4日 ▶ 金融集団の華隆グループ傘下の洪福証券、投資した仕手株華國飯店の株価が高騰したため、資金のつまりで不渡り発生。

6日 ▶ 米上院外交委員会、台湾との関係改善をクリントン政権に促す決議案を可決。

11日 ▶ 中国の江沢民国家主席、「適当な場所で自然な形で」李登輝総統と会ってもよいと表明。

19日 ▶ 「聯合報」、台湾の中国石油と中国の中国海洋石油がシンガポールで東シナ海などの共同石油探査の秘密会議を開催と報道。

22日 ▶ 江丙坤経済部長、大阪で橋本通産相と会談。

28日 ▶ 郭婉容、張京育、黄石城の3政務委員、横浜での民間の日台フォーラムに参加。

[11月] 1日 ▶ 民進党、「金門馬祖徹兵論」覚書を発表。

14日 ▶ 台湾軍、小金門島から廈門近郊を砲撃。村民4人が負傷。国防部金門防衛司令部、翌日誤射を認め中国に陳謝。

15日 ▶ 蕭万長経済建設委員会主任委員、インドネシアでのAPECの非公式首脳会議に参加。

27日 ▶ 第4原子力発電所建設をめぐる立法委員4人の罷免を求めるリコール投票が行なわれ、罷免は不成立。

[12月] 3日 ▶ 台湾省長、台北、高雄の行政院直轄両市長の初の直接選挙が行なわれる。

4日 ▶ ペニア米運輸長官、訪台。

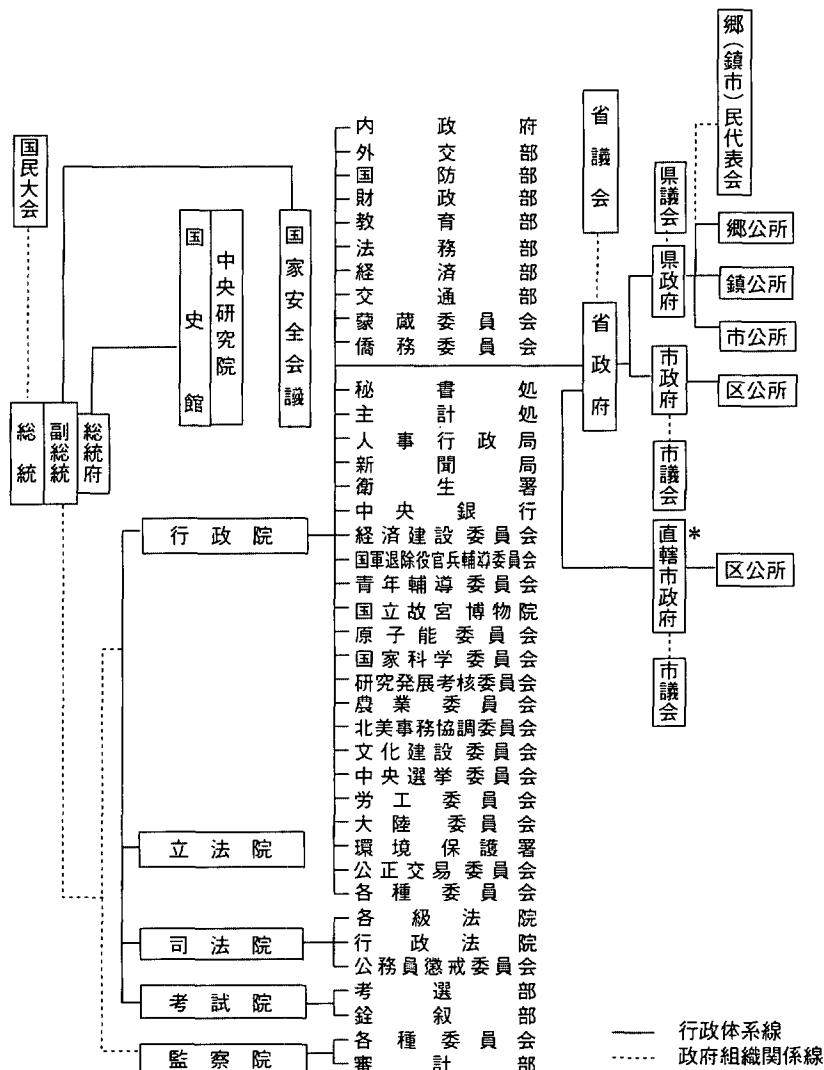
5日 ▶ 第2次連戦内閣発足。

15日 ▶ 立法院、環境影響評価法を採択。

16日 ▶ 五十嵐官房長官、戦後処理の台湾の確定債務支払い金額総額は350億円と表明。

28日 ▶ 台湾空軍、国産戦闘機「IDF經國号」20機（1個中隊）を初めて実戦配備。

① 台湾政府機構図 (1994年12月末現在)



* 1967年台北市が、1979年高雄市が省轄市からそれぞれ行政院直轄市に昇格した。
行政院直轄市政府は省政府と同格。

② 連戦第2次内閣名簿		宋長志	78	遼寧	主席指名
(1994年12月31日現在)					
行政院長	連 戰 (台湾省出身, 58歳)	許水德	63	台湾	々
同副院長	徐立德 (河南省出身, 63歳)	宋楚瑜	52	湖南	々
政務委員	郭婉容 (台湾省出身, 64歳)	陳金讓	59	台湾	々
政務委員	王昭明 (福建省出身, 74歳)	郭婉容*	64	台湾	々
政務委員	蕭万長 (台湾省出身, 55歳)	吳伯雄	55	台湾	々
政務委員	黃石城 (台湾省出身, 56歳)	錢 復	59	浙江	々
政務委員	夏漢民 (福建省出身, 62歳)	蔣仲苓	72	浙江	々
政務委員	張京育 (湖南省出身, 57歳)	陳田錨	66	台湾	々
政務委員	孫 震 (山東省出身, 60歳)	徐立德	63	河南	中央委員互選
内政部長	黃昆輝 (台湾省出身, 58歳)	黃大洲	58	台湾	々
外交部長	錢 復 (浙江省出身, 59歳)	王金平	53	台湾	々
国防部長	蔣仲苓 (浙江省出身, 72歳)	蕭万長	55	台湾	々
财政部長	林振国 (福建省出身, 57歳)	宋時選	73	浙江	々
教育部長	郭為藩 (台湾省出身, 57歳)	陳健治	50	台湾	々
法務部長	馬英九 (湖南省出身, 44歳)	謝隆盛	53	台湾	々
経済部長	江丙坤 (台湾省出身, 62歳)	吳敦義	46	台湾	々
交通部長	劉兆玄 (湖南省出身, 51歳)	周世斌	64	四川	々
蒙藏委員長	李厚高 (湖北省出身, 68歳)	簡明景	59	台湾	々
僑務委員長	章孝嚴 (江西省出身, 52歳)	章孝嚴	53	江西	々
		黃昆輝	58	台湾	々
		王又曾	65	湖南	々
		高育仁	60	台湾	々
		高清原	66	台湾	々
		侯彩鳳*	42	台湾	々

* は女性。

③ 国国民党第14期中央常務委員 (31名)
 (1994年8月26日、国民党第14期2
 中全会で選出)

	(年齢)	(出身)	(選出方法)
俞國華	80	浙江	主席指名
李 煥	77	湖北	々
蔣彥士	79	浙江	々
邱創煥	69	台湾	々
劉松藩	63	台湾	々
辜振甫	77	台湾	々

④ 台湾同胞投資保護法(1994年3月5日、中国全
 人代常務委員会採択)

第1条 台湾同胞の投資を保護するとともにそれを奨励し、海峡両岸の経済発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 台湾同胞の投資には本法を適用する。本法で規定されないものについては、国家のその他の関連法律、行政法規で台湾同胞の投資について規定がある場合は、当該規定

を適用する。

本法にいう台湾同胞の投資とは、台湾地区的会社、企業、その他の経済組織、あるいは個人によるその他の省、自治区、直轄市に対し投資する場合を指す。

第3条 国家の法によって、台湾同胞投資者の投資、投資利益およびその他の合法的権益を保護する。

台湾同胞の投資は、国家の法律、法規を守らなければならない。

第4条 国家は台湾同胞投資者の投資に対して、国有化および接收を行なわない。ただし特殊な状況下においては社会的公共利益の必要性を根拠として、台湾同胞投資者の投資を、法の定めるところによって接収することができる。それに対し相応の補償を給付する。

第5条 台湾同胞投資者の財産、工業所有権、投資収益、その他の合法的権益は、法によって譲渡もしくは継承することができる。

第6条 台湾同胞投資者は自由に通貨を兌換し、機械設備あるいはその他の現物、工業所有権、非特許技術等への投資をすることができる。

台湾同胞投資者は投資によって得た利益で、再投資することができる。

第7条 台湾同胞投資者は、共同出資による企業、合作経営による企業、すべて台湾同胞投資者の出資による企業（以下、台湾同胞投資企業と称する）を設立することができ、法律もしくは行政法規の規定によるその他の投資形式を採用することもできる。

台湾同胞投資企業の設立は、国家の産業政策に適合し、国民経済の発展に有益でなければならない。

第8条 台湾同胞投資企業の設立は、国務院が規定する部署あるいは国務院が規定する地方政府に要請しなければならない。ま

た、申請を受理した審査機関から45日以内に、認可あるいは不認可の決定を受けなければならぬ。

台湾同胞投資企業の設立を認可されたあと、申請人は認可証明書を受理した日から起算して30日以内に企業登記機関に登記申請を行ない、営業許可書を取得しなければならない。

第9条 台湾同胞投資企業は、法律と行政法規および審査機関の認可を経た契約約款に基づいて経営管理活動等を行ない、その経営管理の自主権は干渉を受けない。

第10条 台湾同胞投資企業が集中している地区においては、法によって台湾同胞投資企業協会を設立することができ、その合法的権利は法律の保護を受ける。

第11条 台湾同胞投資者は法によって得た投資収益、その他の合法的収入と清算後の収益を、法によって台湾あるいは国外に送金することができる。

第12条 台湾同胞投資者は、他に委託してその投資代理人とすることができます。

第13条 台湾同胞投資企業は、国務院が定めた台湾同胞の投資を奨励する関連規定によって、特別優遇を享受し得る。

第14条 台湾同胞投資者とその他の省、自治区、直轄市の会社、企業体、その他の経済組織、あるいは個人との間に発生した投資に関する争議は、当事者が協議あるいは調停を通して解決することができる。

当事者が協議、調停を望まず、あるいは協議、調停が不成立に終わった場合、双方契約の約定書あるいは事後成立の書面によって、仲裁機関の調停を受けることができる。

当事者に契約の約定が成立せず、事後の仲裁協議の書面も成立しなかった場合は、裁判所に提訴することができる。

第15条 本法は公布の日より施行する。

主要統計 台 湾 1994年

1 基礎統計

(単位:1,000人)

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
人 口(年末)	19,904	20,107	20,353	20,557	20,752	40,944	21,126
勞働力人口(平均)	8,247	8,390	8,423	8,569	8,765	8,874	9,081
消費者物価上昇率(%)	1.3	4.4	4.1	3.6	4.5	2.9	4.1
失業率(%)	1.7	1.6	1.7	1.5	1.5	1.4	1.6
為替レート(平均)	28.59	26.41	26.89	26.81	25.17	26.39	26.45

(出所) Taiwan Statistical Data Book, 1994 : 交流協会『交流』No. 505 1995年3月31日。

2 支出別国民総生産(名目価格)

(単位:100万台湾元)

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
消 費 支 出	2,311	2,720	3,099	3,472	3,897	4,286	4,720
政 府	530	616	740	837	908	940	959
民 間	1,781	2,104	2,359	2,635	2,989	3,346	3,761
固 定 資 本 形 成	734	870	966	1,067	1,240	1,391	1,484
在 庫 増	100	54	29	54	89	87	53
財・サービス輸出	1,914	1,953	2,014	2,281	2,316	2,599	2,827
財・サービス輸入	1,536	1,658	1,799	2,062	2,204	2,488	2,704
国内総生産(GDP)	3,523	3,939	4,307	4,811	5,338	5,875	6,380
名目GDP成長率(%)	8.8	11.8	9.3	11.6	11.0	10.0	8.6
海外純要素所得	88	90	105	117	103	96	78
国民総生産(GNP)	3,612	4,029	4,412	4,928	5,441	5,971	6,459

(出所) 行政院經濟建設委員會『自由中國之工業』1995年3月。

3 産業別国内総生産(名目価格)

(単位:100万台湾元)

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
農 林 水 産 業	177	193	180	182	192	215	228
鉱 業・探 石	16	17	17	18	25	32	21
製 造 業	1,309	1,361	1,435	1,604	1,692	1,790	1,850
建 設 業	148	176	203	226	266	310	340
電 気・ガス・水道	107	113	121	128	145	159	172
運輸・通信・倉庫	220	245	265	298	336	376	417
商 業	467	532	612	703	800	889	979
金融・保険・不動産	533	693	786	859	996	1,135	1,317
社会・個人サービス	196	228	266	316	337	417	470
政 府 サ ー ビ ス	333	383	458	532	588	633	678
その他のサービス	28	34	38	44	51	58	77
減:帰属利子	-180	-228	-270	-311	-375	-429	-481
加:輸入税	109	122	114	117	139	153	161
加:附加価値税	59	71	81	96	117	137	152
国内総生産(GDP)	3,523	3,939	4,307	4,811	5,338	5,875	6,380

(出所) 行政院經濟建設委員會『自由中國之工業』1995年3月。

4 国・地域別貿易

(単位:100万米ドル)

	1992		1993		1994	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
ア メ リ カ	23,572	15,771	23,587	16,723	24,338	18,043
日 本	8,894	21,767	8,977	23,186	10,222	24,789
ア ジ ア N I E s	19,070	5,777	22,601	6,132	26,364	6,960
韓 国	1,150	2,301	1,273	2,537	1,741	3,015
香 港	15,415	1,781	18,452	1,729	21,262	1,533
シ ン ガ ポ ー ル	2,505	1,695	2,876	1,866	3,361	2,412
A S E A N	5,648	4,366	6,007	4,901	7,320	6,009
タ イ イ	1,810	825	2,019	973	2,440	1,109
フ ィ リ ピ ン	1,023	305	1,031	365	1,223	461
マ レ ー シ ア	1,600	1,829	1,672	1,939	2,224	2,327
イ ン ド ネ シ ア	1,215	1,407	1,285	1,624	1,433	2,112
ド イ ツ	3,599	3,919	3,504	4,220	3,251	4,784
イ ギ リ ス	2,205	1,358	2,171	1,192	2,173	1,529
カ ナ ダ	1,624	1,040	1,538	1,119	1,458	1,251
そ の 他	16,858	18,009	16,706	19,588	17,918	21,993
合 計	81,470	72,007	85,091	77,061	93,044	85,358

(出所) 財政部統計処『中華民国・台湾地区進出口貿易統計月報』1995年1月。

5 國際収支

(単位:100万米ドル)

	1989	1990	1991	1992	1993
A. 経 常 収 支	11,385	10,769	12,015	8,184	5,842
a. 財 貨, 労 務 と 所 得	13,510	11,504	12,266	8,391	6,826
商 品 f. o. b.	16,203	14,928	15,754	12,797	11,443
貨 物 運 輸	-603	-261	-88	-365	-632
そ の 他 の 運 輸	-1,064	-1,357	-1,539	-1,800	-2,027
旅 行	-2,223	-3,243	-3,661	-4,830	-5,360
投 資 所 得	3,822	4,390	5,004	4,777	4,336
その他の貨物, 労務と所得	-2,625	-2,953	-3,204	-2,188	-934
b. 無 債 性 移 転	-2,125	-735	-251	-207	-984
民 間	-3,573	-730	-230	-168	-957
政 府	-8	-5	-21	-39	-27
B. 直接投資とその他の長期資本, F項目を除く直接投資	-7,432	-6,402	-2,647	-3,676	-2,416
その他の長期資本	-5,347	-3,913	-583	-822	-1,494
AとBの合計	-2,085	-2,489	-2,064	-2,854	-922
C. 短期資本, F項目を除く	-817	-4,323	-2,084	-4,880	-1,633
D. 誤 差 脱 漏	-35	11	-129	-270	-347
AからDまでの合計	3,101	55	7,155	-642	1,446
E. 相 対 科 目	18	-	-	3	6
金の貨幣化／非貨幣化	18	-	-	3	6
S D R の分配／取消し	-	-	-	-	-
AからEまでの合計	3,119	55	7,155	-639	1,452
F. 銀行体系の国外資産純額の変動	-3,119	-55	-7,155	639	-1,452

(出所) Taiwan Statistical Data Book, 1994.